

～ひとり親の皆様へ～

ご存知ですか？



生活や就労をお手伝いする様々な事業があります！



◆◆◆ 母子・父子家庭自立支援員 ◆◆◆

ひとり親の方の専門の相談窓口として、福祉事務所（各市の子育て担当課や町村の場合は県福祉相談センター）に配置されています。

- ❖離婚を考えているけど、将来が不安。何か使える制度はあるのかな？
- ❖資格を取って正規雇用につなげたいけどお金がない・・・
- ❖子どもの進学費用が足りない・・・

などの悩みや不安についてお気軽にご相談ください

◆◆◆ 母子・父子家庭自立支援給付金 ◆◆◆

**生活費を受け取りながら資格取得！
授業料も一部支給！**

県内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。なお、給付金を受けるには所得制限等があり、いずれも事前相談が必要です。詳細は各市の母子・父子自立支援員までお尋ねください。

自立支援教育訓練給付金

対象の教育訓練講座を受講後に授業料の**最大6割**を支給

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のため、カリキュラムが1年以上（令和4年度は6ヶ月以上）の養成機関で修業する場合に、生活費を**毎月7万500円～10万円**（最後の1年間はプラス4万円）支給

高等職業訓練修了支援給付金

養成機関での修業期間修了後**最大5万円**を支給

高卒認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用を**最大6割**（最大15万円）支給

◆◆◆ 貸付け制度 ◆◆◆

資格取得費用や生活費、お子様の進学時の 入学金や授業料等も借りられます

資格取得のために必要な経費の貸付けや、個々のひとり親家庭の方の実情に応じた支援方法を組み合わせた自立支援プログラムの策定、そのプログラムに沿って支援を受けられる方に家賃を貸付ける制度等があります。なお、おのこの要件があり、いずれも事前相談が必要です。詳細は母子・父子自立支援員までお尋ねください。

高等職業訓練促進資金の貸付け

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の方に対し、**入学準備金最大50万円及び就職準備金最大20万円を貸付け（償還免除規定あり）**

※自立支援教育訓練給付金受給者は就職準備金のみ対象

住宅支援資金の貸付け

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、**月額最大4万円の家賃の支払いを最長1年間無利子で貸付け（償還免除規定あり）**

母子父子寡婦福祉資金の貸付け

ひとり親家庭の方が自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上、児童の福祉増進のために必要とする資金を貸付け（全12種類）

例えば・・・

生活資金 技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭もしくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金

就職支度資金 就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金

修学資金 高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学資等に必要資金

就学支度資金 小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金

◆◆◆ その他の制度 ◆◆◆

- ❁ ハローワークにおける児童扶養手当受給者等に対する就労支援など
- ❁ 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる各種手当や助成金などの支援策をまとめたリーフレット「生活を支えるための支援のご案内」もご覧ください（厚生労働省HP「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html」参照（右の二次元コードからもアクセスできます）



<お問い合わせ先>

市にお住まいの方：各市の子育て担当課やひとり親担当課
町村にお住まいの方：管轄の県福祉相談センター地域福祉課